

郡上市住民自治基本条例

【第3回】

市民参画及び協働

『市民が主人公のまちづくり』

郡上市住民自治基本条例では、パブリックコメント制度や市民の審議会等への参加についてを定めており、市民の市政への積極的な参画が求められています。また、市民、議会及び市長等はそれぞれの役割を分担しながら、協働による郡上市のまちづくりを推進することも明記しています。

そこで今回は、「市民参画及び協働」について説明します。

協働によるまちづくり

パブリックコメント制度

○市長等は、重要な計画や政策等を策定するときは、あらかじめ市民から意見等を募ることとしています。パブリックコメント制度により寄せられた意見に対して、市長等は考え方や修正の内容を市民に明らかにし、意見等を考慮して、計画等を決定します。これらは必要により議会審議を経て、最終決定されます。

○郡上市では「郡上市パブリックコメント制度実施要綱」を平成18年度から定め、実施しています。

※第6章 参画及び協働

第12条（パブリックコメント制度「市民意見公募手続制度」）

住民自治の推進組織

○郡上市では、自治会をはじめ、さまざまな団体が地域の活動に取り組んでいますが、さらに同じ地域に暮らす市民が主体的に連携・協力しながら、地域課題



▲和良地域協議会（7/29開催）

の解決や地域の特色を活かしたまちづくりが進められる仕組みを整えることが求められています。

○このため市民が主体となって地域の課題解決に取り組める組織として、市内7地域に「地域協議会」を設置しました。今後協働によるまちづくりの推進が期待されています。

※第6章参画及び協働 第14条（住民自治の推進組織）

審議会等への参加

○審議会等の委員を選任するときは、委員の一部を市民から公募することを規定しています。但し、個人情報扱うものや専門性の高い審議会など、一般市民の公募委員が審議に加わることが適当でない場合は、公募しないこともあります。

○条例施行後、今春からすでに各審議会等では一定数の公募による委員を募集しています。手続きを経て委員となられた市民のみなさんは、積極的に会議に参加されています。

※第6章 参画及び協働

第13条（審議会等への参加）

市民協働

○「市民協働」は、平成21年7月に策定された「郡上市市民協働指針」の中で、「市民と行政が対等なパートナーとして、それぞれの得意分野を活かしながら、協力、連携して社会的課題の改善や解決にあたること」と明記されています。

これは、市民や各種団体、事業者、議会や行政など様々な担

い手が、それぞれの立場や特性について認め合い、信頼関係を築いた上で、役割を分担しながら協力していくことが「市民協働」という考え方です。

○郡上市では、市民、地域団体、市民団体等の活動及び交流を支援する拠点として、平成24年7月に郡上市市民協働センター（大和振興事務所内）が開設されています。

※第6章 参画及び協働 第15条（市民協働）



郡上市市民協働センター
（大和振興事務所内）

市民とは

- ・市内に住む人
- ・市内で働く人、学ぶ人
- ・市内で事業活動を行う事業所
- ・市内で活動する団体等

市長等とは

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

○次回、第4回のテーマは「市政の運営」です。

☎ 市長公室企画課 ☎ 67-1831